

政策提言フォーラム／ とーする医療的ケアⅢ

――医師法第17条の解釈をめぐって――

- 名 称：政策提言フォーラム／とーする医療的ケアⅢ
――医師法第17条の解釈をめぐって――
- 日 時：平成22年9月15日（水）18:30～21:00
- 場 所：ルーテル市ヶ谷センター TEL03-3260-8621
東京都新宿区市谷砂土町1-1
JR市ヶ谷駅から徒歩5分
地下鉄有楽町線・南北線市ヶ谷駅から徒歩1分
※地図をご参照ください。
- 主 催：NPO難病のこども支援全国ネットワーク
- 参 加 者：障害児の保護者、教育関係者、関心のある人々
（定員先着200名）
- 参 加 料：無料

<開催の趣旨>

いま、吸引や注入、導尿などの医療的ケアが必要とされる子ども達が、施設や学校、そのほか様々なところで生活をするとき、医療の専門家が付いてこれらの処置をすることが求められています。それは、法律的には医師法17条の医行為に相当するという解釈に基づくものです。しかし例外的に親には許され、また、以前はあまり厳しく制限されていなかった実態があります。このことによって、親の負担が重く、行政的にも医療職の配置などを行うことが求められ、結果として、みなが無駄な苦勞をしている実情があります。障害のある子ども達が、より自由に、少ない制約のもとで生活するために、医行為と考えず、生活行為と捉えるべきです。

いま少し、親の声に耳を傾けてほしいと考えています。親が、毎日やっていることです。そして、それを一部、これなら出来そうだという人に任せたいのです。なぜそれを妨げるのでしょうか。医師法の定めは、国民の健康な生活を守ることを目的にしています。親や、子どもが了解している行為を、制限すべきではありません。もし、技術的に不安であるならば、それを最小限の訓練などで担保するべきだと考えます。

<プログラム>

シンポジウム18：30～

「医療的ケアの法律面での到達点と課題」

下川和洋（NPO法人地域ケアさぽーと研究所）

「障害児、健常児関係なく、普通の家庭生活を営むために」

広田徳子（障害児の母親）

「障害児の生活と医療的ケア」 山田章子（小児神経伝達物質病家族会）

「人としての尊厳と価値を尊重した医療的ケアを」

飯野順子（NPO法人地域ケアさぽーと研究所）

「医療的ケアにおける“専門性”“関係性”“習熟性”“自己認識性”」

北住映二（むらさき愛育園長）

「医師法第17条の解釈」

増子孝徳（弁護士）

座長 長田中慶司（難病のこども支援全国ネットワーク顧問）

閉会予定：21：00

会場案内図



連絡先・問い合わせ先

NPO難病のこども支援全国ネットワーク 東京都文京区本郷1-15-4 文京尚学ビル
TEL03-5840-5972 FAX03-5840-5974 <http://www.nanbyonet.or.jp>